

議会第1号議案

大村市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり大村市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月20日

議会運営委員会委員長 山北正久

大村市議会議長 村崎浩史 殿

(提案理由)

新たな常任委員会として一般会計予算決算委員会を設置するため、この条例案を提出するものである。

## 大村市議会委員会条例の一部を改正する条例

大村市議会委員会条例（昭和34年大村市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務委員会の項所管の欄第6号中「他の常任委員会」を「厚生文教委員会及び経済建設委員会」に改め、同表に次のように加える。

一般会計予算決算委員会	25人	一般会計の予算及び決算に関する事項
-------------	-----	-------------------

第2条第2項中「常任委員会」を「総務委員会、厚生文教委員会又は経済建設委員会」に改め、「常任委員となる」の次に「ほか、一般会計予算決算委員会の常任委員となる」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 前項ただし書の規定により議長が常任委員を辞任した場合の当該常任委員会の委員の定数については、第1項の規定にかかわらず、当該常任委員会の委員の定数から1を減じて得た数とする。

### 附 則

この条例は、公布の日以後その期日を告示される一般選挙により選挙される議員の任期の始まる日から施行する。

大村市議会委員会条例（新旧対照表）

改正後			改正前		
（常任委員会の名称、委員の定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。			常任委員会の名称、委員の定数及び所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。		
名称	委員の定数	所管	名称	委員の定数	所管
総務委員会	9人	(1) 企画政策部の所管に属する事項 (2) 総務部の所管に属する事項 (3) 財政部の所管に属する事項 (4) 市民環境部の所管に属する事項 (5) ポートレース企業局の所管に属する事項 (6) 厚生文教委員会及び経済建設委員会の所管に属しない事項	総務委員会	9人	(1) 企画政策部の所管に属する事項 (2) 総務部の所管に属する事項 (3) 財政部の所管に属する事項 (4) 市民環境部の所管に属する事項 (5) ポートレース企業局の所管に属する事項 (6) 他の常任委員会の所管に属しない事項
厚生文教委員会	8人	(1) 福祉保健部の所管に属する事項 (2) こども未来部の所管に属する事項 (3) 教育委員会の所管に属する事項	厚生文教委員会	8人	(1) 福祉保健部の所管に属する事項 (2) こども未来部の所管に属する事項 (3) 教育委員会の所管に属する事項
経済建設委員会	8人	(1) 産業振興部の所管に属する事項 (2) 都市整備部の所管に属する事項 (3) 農業委員会の所管に属する事項 (4) 上下水道局の所管に属する事項	経済建設委員会	8人	(1) 産業振興部の所管に属する事項 (2) 都市整備部の所管に属する事項 (3) 農業委員会の所管に属する事項 (4) 上下水道局の所管に属する事項
一般会計予算決算委員会	25人	一般会計の予算及び決算に関する事項			
2 議員は、前項の表に掲げる総務委員会、厚生文教委員会又は経済建設委員会のいずれかの一の常任委員となるほか、一般会計予算決算委員会の常任委員となるものとする。ただし、議長は、議会の許可を得て、常任委員を辞任することができる。			2 議員は、前項の表に掲げる常任委員会のいずれかの一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、議会の許可を得て常任委員を辞任することができる。		
3 前項ただし書の規定により議長が常任委員を辞任した場合の当該常任委員会の委員の定数については、第1項の規定にかかわらず、当該常任委員会の委員の定数から1を減じて得た数とする。					